

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十八条 厚生労働大臣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における第六條第一項の規定による徴収金及び延滞金その他の厚生労働省令で定めるものの収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることが出来る。

2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に關する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

本則に次の見出し及び三條を加える。

（罰則）
第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第六條第二項（附則第二條第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九條又は国民年金法第九十五條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一条の規定による徴収職員に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第六條第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九條又は国民年金法第九十五條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第二十二條 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この條において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同條の刑を科す。）

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第二十三條 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第十四條第一項、同條第二項において準用する厚生年金保険法第百條の六第二項、第十五條第一項及び第十八條第二項において準用する同法第百條の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第十五條第二項において準用する厚生年金保険法第百條の七第三項の規定による命令に違反したとき。

附則第五條のうち社会保険審査官及び社会保険審査会法第三條の改正規定中、「同條第三號中、「による給付」の下に、並びに年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金（厚生年金保険法附則第二十九條第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。）及び給付遅延特別加算金（国民年金法附則第九條の三の二第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。次号及び次條第一項において同じ。）を加え、を削り、徴収又は、徴収又は、に、徴収若しくは、を、若しくは徴収若しくは、に改め、給付遅延特別加算金」の下に（国民年金法附則第九條の三の二第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。次條第一項において同じ。）を加え、徴収」を加え、徴収」に改める。

附則第五條のうち社会保険審査官及び社会保険審査会法第四條第一項の改正規定中、「第四條第一項中」の下に、「国民年金法による給付」の

下に、並びに年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金（厚生年金保険法附則第二十九條第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。）及び給付遅延特別加算金を加え、同法を、国民年金法に改め、を加え、加え、但し、を、ただし、に改める、を加える、に改める。

附則第五條中社会保険審査官及び社会保険審査会法第九條第一項の改正規定を削る。
附則第七條を削り、附則第八條を附則第七條とする。

（日本年金機構法の一部改正）
第二条 日本年金機構法（平成十九年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第二十七條第二項第四号に次のように加える。

ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に關する法律（平成二十一年法律第三十七号）第十三條第一項に規定する権限に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する収納に係る事務

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
第三条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四四号）の一部を次のように改正する。

附則第五十六條第四項の表第百十三條第一項の項中、「を除く」を、「同じ」に改め、附則第十四條の二前段」の下に（年金給付遅延加算金支給法第七條第一項において適用する場合を含む。次條第一項及び第百二十條第二項第一号において同じ。）を加え、同表第百十三條第二項の項中、「第八十條第一項」及び「附則第三十二條の二前段」の下に（年金給付遅延加算金支給法第七條第一項において適用する場合を含む。第百二十條第二項第二号において同じ。）を加える。

附則 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に關する法律の施行の日から施行する。
厚生労働大臣 長妻 昭
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

政 令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十二年四月二十八日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

政令第百二十九号
地方税法施行令の一部を改正する政令
内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第七百一条の三十一第一項第一号八の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
第五十六條の十五中、「旭川市」の下に、「青森市」を、「岡崎市」の下に、「一宮市」を加える。
附 則
この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣 原口 一博
財務大臣 菅 直人
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。
御 名 御 璽
平成二十二年四月二十八日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

政令第百三十号
不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十二年七月一日とする。
法務大臣 千葉 景子
経済産業大臣 直嶋 正行
内閣総理大臣 鳩山由紀夫